①国名	Principality of Liechtenstein (LI) (リヒテンシュタイン公国)				
②名称	Office of Economic Affairs Bureau of Intellectual Property				
③所在地	Postfach 684, FL-949	Postfach 684, FL-9490 Vaduz			
④連絡先	(電話) (423) 236 69 04 (FAX) (423) 236 69 95 (E-mail) immaterialguterrecht@llv.li (internet)www.avw.llv.li				
⑤組織の長	Head of Legal Division: Ms. Ute Hammermann				
⑥沿革	(1) リヒテンシュタインには、独立した特許保護又は登録制度は存在していない。スイス特許及びスイスで有効な欧州特許がリヒテンシュタインに拡張される。 (2) スイスにおける意匠登録は、リヒテンシュタインに拡張されない。リヒテンシュタインにおける意匠及びひな形の保護は、別個に出願する必要がある。 (3) リヒテンシュタイン意匠法は、1964 年に改正が行なわれ、1964 年 2 月 29 日から施行されている。 (4) リヒテンシュタイン商標法は、1998 年に改正が行なわれ、1999 年 1 月 18 日から施行されている。				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1972/5/21	1931/7/30			1933/7/14
	ナイロビ(オリンピッ ク)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1933/7/14	2009/12/18	1999/10/12	1999/10/12
	シンガポール	TLT			1777/10/12
			ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコ ード)
	2010/3/3	1998/3/17	ワシントン	WCT(著作権) 2007/4/30	WPPT(演奏及びレコ
	2010/3/3 ブタペスト		ワシントン		WPPT(演奏及びレコ ード)
		1998/3/17	ワシントン		WPPT(演奏及びレコード) 2007/4/30
		1998/3/17		2007/4/30	WPPT(演奏及びレコード) 2007/4/30
	ブタペスト	1998/3/17 ヘーグ ロンドンアクト	ヘーグアクト	2007/4/30 ジュネーブアクト	WPPT(演奏及びレコード) 2007/4/30
	ブタペスト 1981/8/19	1998/3/17 ヘーグ ロンドンアクト 1951/1/28	ヘーグアクト 1984/8/1	2007/4/30 ジュネーブアクト 2003/12/23	WPPT(演奏及びレコード) 2007/4/30 リスボン
	ブタペスト 1981/8/19 マドリッド(標章)	1998/3/17 ヘーグ ロンドンアクト 1951/1/28 マドプロ	ヘーグアクト 1984/8/1 PCT	2007/4/30 ジュネーブアクト 2003/12/23	WPPT(演奏及びレコード) 2007/4/30 リスボン ニース

①国名	Principality of Liechtenstein (LI) (リヒテンシュタイン公国)					
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022 年	2023 年
		全数				
	⊬± ≡∕r	(内 外国出願)				
	特許	(内 日本から)				
		(内 PCT ルート)				
		全数	235	208	221	249
	意匠	(内 外国出願)	218	202	211	240
		(内 日本から)	1	2		
		全数	2,404	2,612	2,743	2,219
	商標	(内 外国出願)	2,276	2,495	2,618	2,108
		(内 日本から)	58	74	71	31
	登録件数		2020 年	2021年	2022 年	2023 年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCT ルート)				
		全数	235	180	209	229
	意匠	(内 外国出願)	231	177	206	227
		(内 日本から)	1		1	
	商標	全数	2,097	2,303	2,490	2,000
		(内 外国出願)	2,094	2,298	2,484	1,999
		(内 日本から)	43	54	79	39
	出典:WIPO	IP Statistics				

12 組 織

<組織図>知財室は、貿易運輸省 (Office of Trade and Transport)の下部組織である。 (情報が得られませんでした)

①国名	Principality of Liechtenstein (LI) (リヒテンシュタイン公国)		
特許制度	②最新特許法の施行年 月日	リヒテンシュタインには独立した特許付与又は登録制度が存在していない。ス イス特許及びスイスで有効な欧州特許がリヒテンシュタインに拡張される。	
	③地理的効力の範囲		
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国	
	⑤出願人資格		
	⑥現地代理人の必要性 及び代理人の資格		
	⑦出願言語		
	⑧特許権の存続期間及 び起算日		
	⑨新規性の判断基準		
	⑩グレースピリオド		
	⑪非特許対象		
	①実体審査の有無及び 審査事項		
	③審査請求制度の有無		
	44優先審査制度・早期		
	審査制度の有無		
	⑤ 日本 しまます 1/2		
	16異議申立制度の有無		
	⑦無効審判制度の有無		
	18実施義務 19費用	「山岡から及得士でに掛かて弗田」	
	単位	[出願から登録までに掛かる費用] [特許権維持に掛かる費用]	
	<u>ーニ</u> ②料金減免措置の有無	First material series assembly	
	②PCT における国内料 金減額措置の有無		

①国名	Principality of Liechtenstein (LI) (リヒテンシュタイン公国)			
- 意匠制度	②最新意匠法の施行年 月日	2004年改正 (2004年法律第 33 号) (注)2004年法律第 33 号は条文が DE 語で、英文の条文が未入手のため、 本件は従前の 2002年法律第 134号(2002年9月11日施行)により解析した。		
	③地理的効力の範囲	リヒテンシュタイン国内のみ		
	④他国制度との関係	無。		
	⑤出願人資格	創作者及び承継人。(意匠法第9条(1))		
	⑥現地代理人の必要性 及び代理人の資格	要。(意匠法第 19 条)		
	⑦出願言語	ドイツ語。(意匠法第20条(1)、同施行規則第4条)		
	8 意匠権の存続期間及 び起算日	出願日から 5 年。5 年ずつ 4 回更新できる。(最長 25 年間) (意匠法第 7 条)		
	9新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(意匠法第3条(2))		
		有。次の2つのケースが規定されている。 (意匠法第4条) (1)第三者が、創作者又は承継人の利益に反して意匠を開示した日から12 月。 (2)創作者、承継人又は第三者が、創作者若しくは承継人の情報提供又は 行為に起因して意匠を開示した日から12月		
	①不登録対象	(1) 意匠の定義に合致しない意匠 (2) リヒテンシュタインの法律及びリヒテンシュタインが加盟している条約に反する意匠 (3) 公序良俗に反する意匠 (4) 新規性に欠ける意匠 (5) 物品の機能上、必須の形状のみからなる意匠。 (意匠法第5条)		
	①実体審査の有無	無。※方式要件のみ審査される。(意匠法第25条(1))		
	③審査請求制度の有無	無。		
	・早期審・全制度の有無	無。		
	15部分意匠制度の有無	無。		
	16関連意匠制度の有無	無。		
	①「組物」の意匠制度の 有無	無。		
	18意匠分類			
	19出願公開制度の有無	無。		
	②秘密意匠制度の有無	有。出願日又は優先日から30月。(意匠法第27条)		
	②異議申立制度の有無	無。		
	②無効審判制度の有無	有。(意匠法第 5 条(2))		

①国名	Principality of Liechtenstein (LI) (リヒテンシュタイン公国)		
	②登録表示義務	無。	
	倒費用 単位 CHF (スイス・フラン)	 [出願から登録までに掛かる費用] 出願料 100 CHF 50 CHF(1 超の各意匠又はひな形) 公開繰延手数料 50 CHF [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料(2 回目、3 回目、4 回目、5 回目の各 5 年間) 100 CHF 50 CHF(1 超の各意匠又はひな形) 	
	②料金減免措置の有無	無。	

①国名	Principality of Liechtenstein (LI) (リヒテンシュタイン公国)			
商標制度	②最新商標法の施行年 月日	2011年改正法第 551号 (注) 2011年改正法第 551号条文が DE 語で、英文の条文が未入手のため、本件は従前の 1999年法律第 10号(1999年1月 18日施行)により解析した。		
	③地理的効力の範囲	商標の使用は,欧州経済共同体の域内又はスイスで使用されるときも,保護される(商標法第 11 条(4))		
	④他国制度との関係	無。		
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、保証標章、団体標章、原産地表示 (商標法第 11 条、第 22 条、第 23 条、第 45 条)		
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、立体商標、結合商標、色彩商標、音響商標(商標法第1条(2))		
	⑦出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人)		
	⑧権利付与の原則	先願主義。(商標法第6条)		
	9本国登録要件	無。		
	⑩現地代理人の必要性 及び代理人の資格	要。リヒテンシュタインに居所又は事業所を有しない出願人は、リヒテンシュタインにおいて公認の弁護士又は特許代理人を選任しなければならない。(商標法第39条)		
	⑪出願言語	ドイツ語(商標法施行規則第3条)		
	⑫商標権の存続期間及 び起算日	出願から 10 年。10 年毎に更新できる。 (商標法第 10 条)		
	③グレースピリオド	有。(商標法第8条)		
	④ 不登録対象	次の事項が規定されている。 (1)公有物である標章 (2)商品の本質である形態、及び技術的観点から必要な商品又は包装の形態 (3)誤認させる標章 (4)公序良俗に反する又は有効な法律に違反する標章 (商標法第2条) (5)先の商標と同一であり、それと同じ商品又はサービスのために意図されているもの (6)先の商標と同一であり同等の商品又はサービスのために意図されているために混同の危険が存在するもの (商標法第3条)		
	 ⑤防護標章制度の有無	無。		
	16周知商標制度の有無	有。(商標法第 15 条)		
	①一出願多区分制度の 有無	有。		
	⁽¹⁸⁾ 実体審査の有無及び 審査事項	無。※方式要件及び保護拒絶の絶対的理由の有無についてのみ審査され、先 行登録及び出願についての審査は行われない。 (商標法第31条、商標規則第17条)		
	19審査請求制度の有無	無。		
	②優先審査制度·早期審 査制度の有無	無。		
	①出願公開制度の有無	無。		
	②異議申立制度の有無	無。		
	③無効審判制度の有無	有。 利害関係人は、商標が絶対的事由若しくは相対的事由に基づき登録不可能であったときは、裁判所に当該商標の登録無効を請求することができる。 (商標法第32条)		

①国名	Principality of Liechtenstein (LI) (リヒテンシュタイン公国)		
	②不使用取消制度の有無 有。5年。登録日から継続して5年間の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第12条)		
	②商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (商標法施行規則第 34 条(f))	
	⑩図形要素の分類	無。	
	②譲渡要件無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。		
	 避位 CHF (スイス・フラン)	[出願から登録までに掛かる費用]50(3 超の各分類につき)出願料 400 CHF(3 分類まで)50(3 超の各分類につき)[商標権の維持に掛かる費用]存続期間更新料 400 CHF(3 分類まで)50(3 超の各分類につき)	
	②料金減免措置の有無	無。	